

障害者自立支援給付費負担金の交付が過大

5件 不当金額(支出) 4599万円

1 負担金の概要

障害者自立支援給付費負担金は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることなどを目的として、市町村(特別区を含む。)が、障害福祉サービス事業者等から居宅介護等の障害福祉サービス等を受けた障害者又は障害児の保護者に対して、介護給付費等の自立支援給付費を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額は、次のとおり算定することとなっている。

- ① 所定の方式により算定した基準額と、自立支援給付費の支給に要した費用(対象経費の実支出額)から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①で選定された額を国庫負担対象事業費として、これに50/100を乗じて得た額を交付額とする。

2 検査の結果

4都県の5事業主体において、負担金の交付額の算定に当たり、誤って、対象経費の実支出額に対象とならない経費を計上するなどしていたため、負担金計4599万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

<事例>

愛知県安城市は、対象経費の実支出額の算定に当たり、自立支援給付費に該当せず負担金の交付対象とならない障害児相談支援給付費を誤って計上するなどしていたため、平成28、29両年度の対象経費の実支出額を過大に算定するなどしていた。

この結果、国庫負担対象事業費が計4536万円過大に算定されており、これに係る負担金計2268万円が過大に交付されていた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	国庫負担対象 事業費	左に対する 国庫負担金 交付額	不当と認め る国庫負担 対象事業費	不当と認め る国庫負担 金交付額	摘 要
東京都	北区	平成 29	54億0632万 円	27億0316万 円	2269万 円	1134万 円	基準額を過大に算定 していたものなど
神奈川県	川崎市	29	157億7218万	78億8609万	974万	487万	対象外経費を計上し ていたもの
愛知県	安城市	28、29	38億7410万	19億3705万	4536万	2268万	対象外経費を計上し ていたものなど
兵庫県	尼崎市	26、27	145億8494万	72億9247万	1101万	550万	基準額を過大に算定 していたものなど
同	明石市	29	41億1464万	20億5732万	316万	158万	対象経費の実支出額 の集計を誤っていた ものなど
計	5事業主体		437億5220万	218億7610万	9198万	4599万	